第２期北川村子ども・子育て支援事業計画

（令和２年度～令和６年度）

令和　２年　３月

北　川　村

目　次

第１章　計画の概要.....1
　１　計画策定の趣旨.....1
　２　計画の性格と位置づけ.....2
　３　計画の期間.....2

第２章　北川村の子どもと子育て家庭を取り巻く状況.....3
　１　北川村の現状.....3
　（１）人口の動向.....3
　（２）世帯の状況.....5
　（３）出生及び乳幼児健康診査の受診状況.....7
　（４）就労の状況.....8
　（５）教育・保育の環境.....9
　２　アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ.....11
　（１）ニーズ調査の実施概要.....11
　（２）主な調査結果.....12
　３　北川村の現状及びニーズ調査からみた課題の整理.....20
　（１）子育ての孤立感や負担感解消のための支援体制の充実.....20
　（２）母親の就労状況の変化をとらえた子育て支援ニーズへの対応.....20
　（３）子育て世帯への経済的支援や教育環境の充実.....20

第３章　計画の基本的な考え方.....21
　１　基本理念.....21
　２　基本的な視点と基本目標.....22
　（１）基本的な視点.....22
　（２）基本目標.....23
　３　子ども・子育て支援新制度における事業の体系.....24
　４　教育・保育提供区域の設定.....25
　（１）教育・保育提供区域について.....25
　（２）本村における教育・保育提供区域.....25
　５　量の見込み及び確保方策の設定方法.....26
　（１）量の見込みの算出方法.....26
　（２）確保方策の設定.....26

第４章　事業計画.....27
　１　幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....27
　（１）教育・保育に関する施設・事業について.....27
　（２）保育の必要性・必要量の認定（教育・保育給付認定）について.....28

（３）幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 28
（４）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保....30
（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 31
２　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 32
（１）利用者支援事業....32
（２）地域子育て支援拠点事業 33
（３）妊婦健康診査 34
（４）乳児家庭全戸訪問事業....35
（５）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業....36
（６）子育て短期支援事業 37
（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）....38
（８）一時預かり事業....39
（９）延長保育事業 40
（10）病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業［病児・緊急対応型強化事業］
....41
（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 42
３　関連施策の展開 43
（１）母子の健康の確保及び妊娠・出産支援の強化 43
（２）地域で支える子育て支援の充実 45
（３）社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援....46
（４）子育て世代の負担の軽減 47
（５）働きながら子育てしやすい環境の充実 48
（６）教育環境の充実....49
第５章　計画の推進....50
１　計画の推進体制 50
（１）庁内における推進体制....50
（２）関係機関等との連携・協働....50
２　計画の進捗状況の管理....51
資　料　編....52
（１）北川村子ども・子育て支援会議条例....52
（２）策定経過....54

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

近年、急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中で、これらに対応すべく、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連３法」が平成24年に成立しました。

これら３法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、消費税を恒久的財源にするなど、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えのもと、市町村が実施主体となって、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することとしています。

「子ども・子育て関連３法」の柱として位置づけられる「子ども・子育て支援法」では、第60条で、国の責任として、これらの円滑な実施を確保し、総合的に施策を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定め、第61条で市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけています。

本村では、平成27年３月に「北川村子ども・子育て支援事業計画」（以下「第１期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

第１期計画が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、改めて住民の子育て支援ニーズを把握して本村の子ども・子育て支援の基本的な方向性を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第２期北川村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■ 子ども・子育て関連３法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に２法に伴う児童福祉法ほかの改正）

2　計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるもので、特に、子ども・子育て支援新制度に基づく、需給調整を主眼とした事業計画という性格を持っています。

また、全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画の根拠法である次世代育成支援対策推進法が10年延長され、策定が任意化されたことにより、市町村行動計画については、各地域の実情に応じて必要な特定の事項のみの作成とすることも可能とされていることから、市町村行動計画としても位置づけ、これまで本村が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画とします。

本計画の策定にあたっては、国の動向や村の現状を踏まえるとともに、これまでの村の取り組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、北川村まちひとしごと創生総合戦略や子育て教育ビジョンなどとの整合性も図りながら策定するものです。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）
第 61 条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3　計画の期間

本計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を第２期として推進します。

なお、計画期間は５年を１期とされていることから、令和６年度中に第２期計画の見直しを行います。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

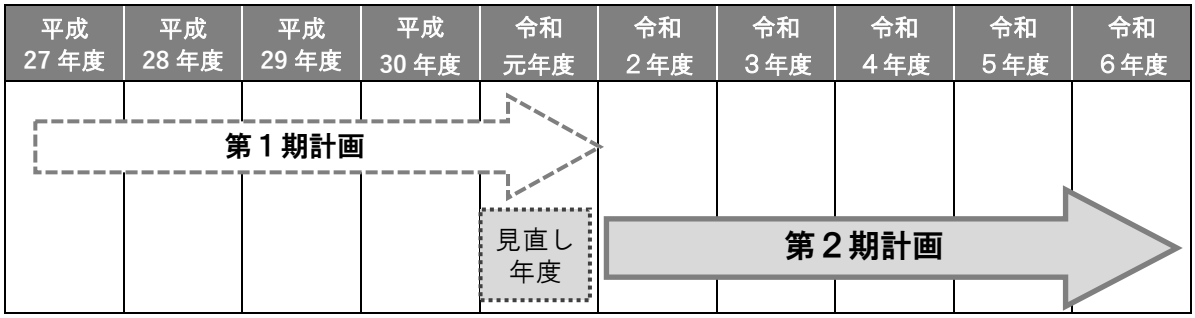

第２章　北川村の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

１　北川村の現状

（１）人口の動向

① 年齢３区分別人口の推移

本村の総人口は緩やかに減少を続けています。年少人口（０～14歳）は、平成27年の142人から平成31年には110人と32人の減少となり、総人口に占める割合も減少傾向で推移しています。

一方、高齢者人口（65歳以上）の総人口に占める割合は増加しており、人口減少・少子高齢化が進行しています。

■ 年齢３区分人口の推移

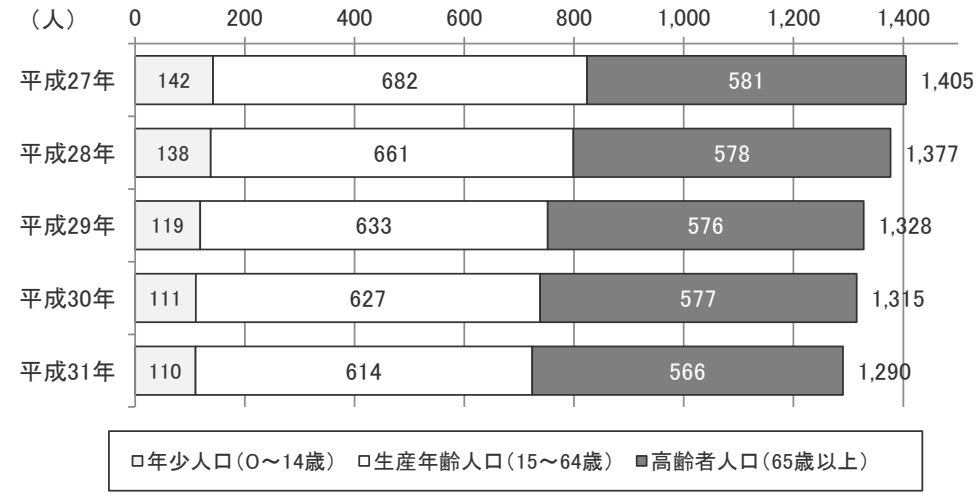

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■ 年齢３区分別人口割合の推移

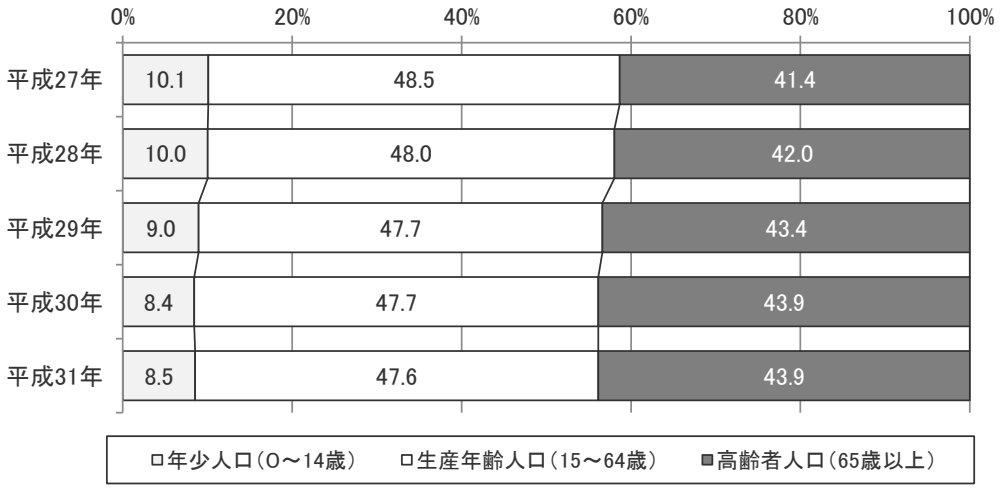

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

② 児童人口の推移と今後の推計

０～11歳の児童人口についても減少しており、平成31年４月１日時点では81人と、平成27年と比較して22人減少しています。

今後の推計においても、引き続き減少していくことが見込まれ、令和２年以降は、80人を下回って推移していくことが予想されます。

■ 児童人口の推移と今後の推計

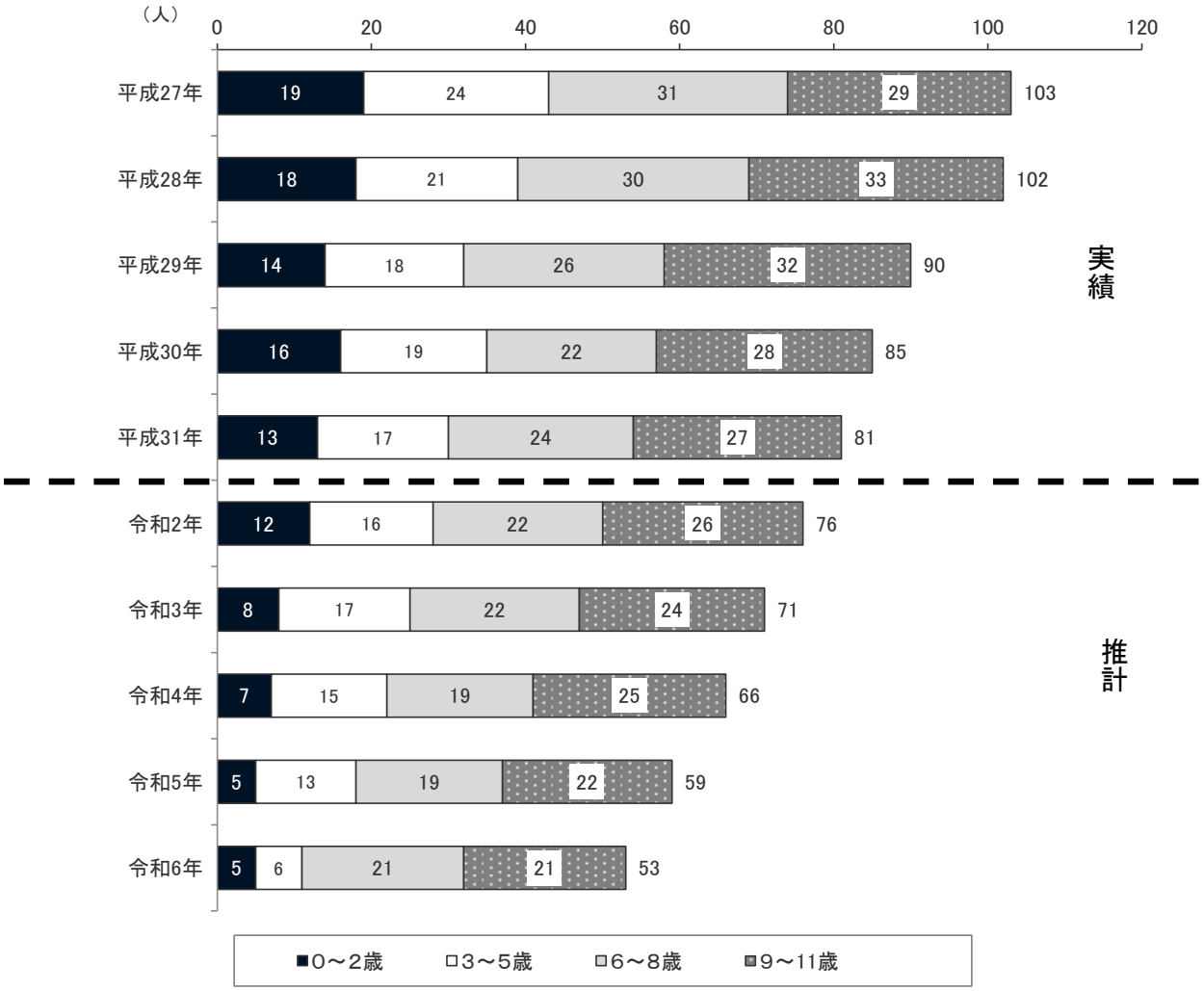

資料：平成27年～平成31年：住民基本台帳（各年４月１日）

令和２年～令和６年：住民基本台帳（各年４月１日）をもとにコーホート変化率法を用いて推計

（２）世帯の状況

① 一般世帯数、１世帯当たり人員の推移

国勢調査によると、本村の一般世帯数、１世帯当たり人員とも、緩やかに減少しています。

■ 一般世帯数、１世帯当たり人員の推移

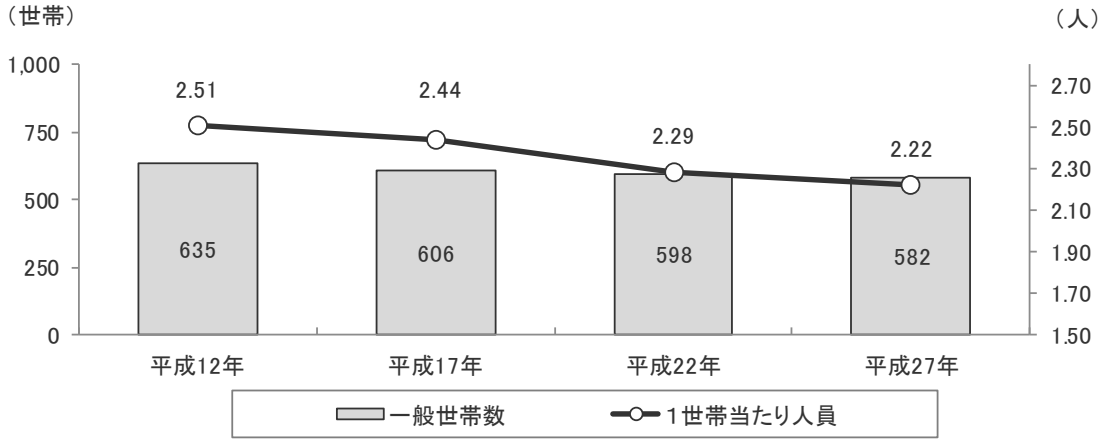

資料：国勢調査（各年10月１日）から算出

② 世帯の家族類型（平成27年）

平成27年における世帯の家族類型をみると、12歳未満世帯員のいる一般世帯数は59世帯で、一般世帯の10.3%となっています。

また、平成27年の核家族世帯は326世帯と、村内の一般世帯総数の５割以上を核家族が占めており、12歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯が８割以上となっているなど、この傾向が特に強くみられます。

■ 世帯の家族類型（平成 27 年）

（単位：世帯、%）

	一般世帯数	うち 12 歳未満世帯員のいる一般世帯数	うち６歳未満世帯員のいる一般世帯数
総数 （一般世帯数に占める割合）	582	59 （10.3%）	30 （5.2%）
A 親族のみの世帯	379	59	30
1 核家族世帯	326	51	28
2 核家族以外の世帯	53	8	2
B 非親族を含む世帯	3	-	-
C 単独世帯	200	-	-
核家族世帯の割合	56.0%	86.4%	93.3%

資料：平成27年国勢調査（10月１日）から算出

③ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の状況をみると、母子世帯は４から６世帯の間、父子世帯は１から３世帯の間で推移しています。

なお、一般世帯に対するひとり親世帯の割合の推移をみると、高知県及び全国より低い水準で推移しています。

■ 母子世帯数・父子世帯数の推移

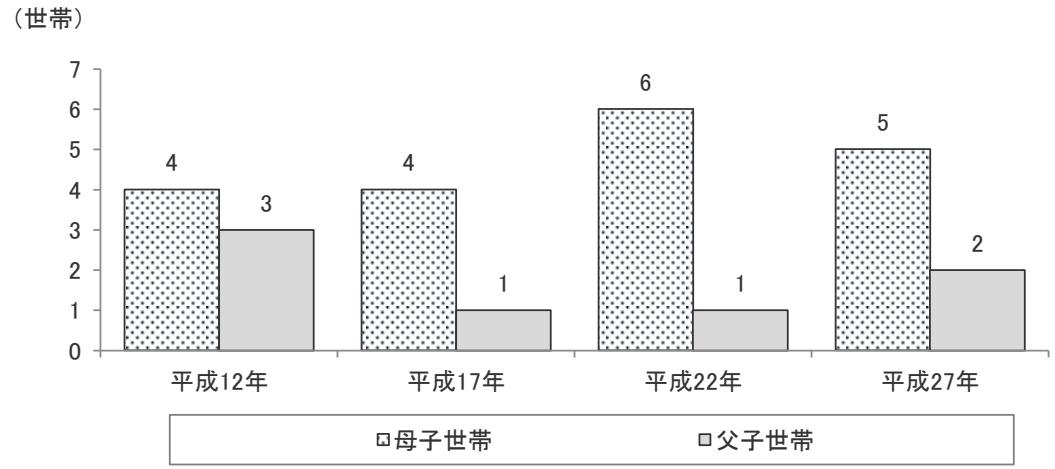

（注）他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月１日）

■ 一般世帯に対するひとり親世帯の割合の推移

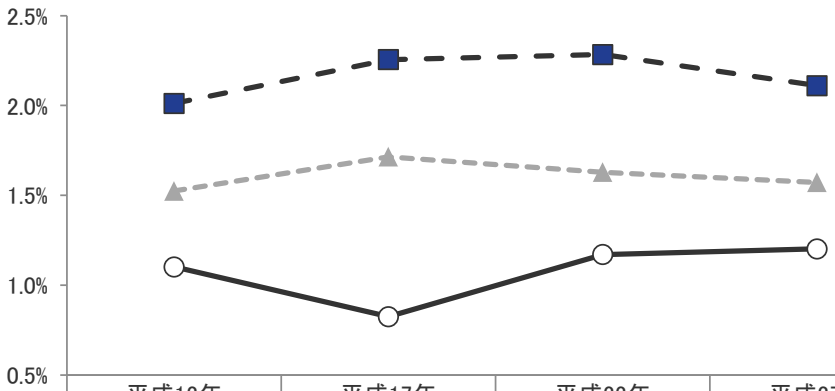

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
北川村	1.1%	0.8%	1.2%	1.2%
高知県	2.0%	2.3%	2.3%	2.1%
全国	1.5%	1.7%	1.6%	1.6%

（注）他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月１日）から算出

（３）出生及び乳幼児健康診査の受診状況

① 出生数の推移

１年間に生まれた子どもの数（出生数）の推移をみると、各年によりばらつきがみられ、平成30年は６人となっています。

■ 出生数の推移

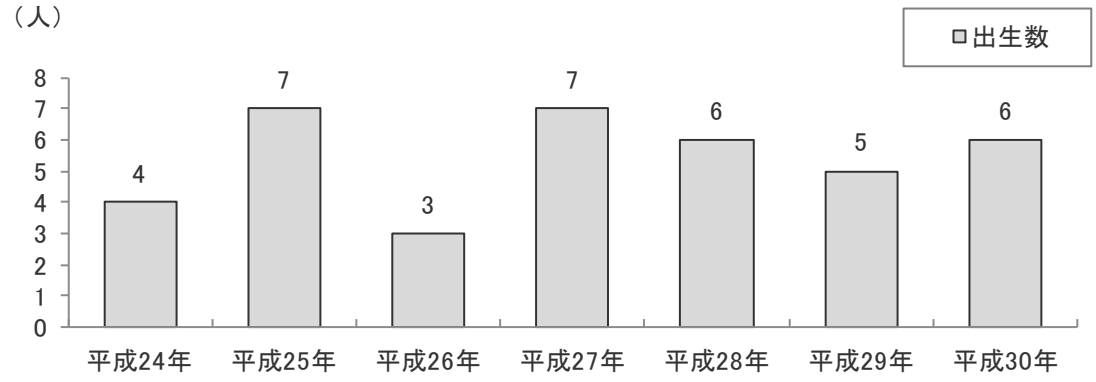

資料：北川村

② 乳幼児健康診査の受診状況

乳児検診（４、７、12か月児）、１歳６か月児健診及び３歳児健診の受診率をみると、おおむねすべての対象者が受診しています。

■ 乳幼児健康診査の受診状況の推移

（単位：人、％）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児健診（４、７、12 か月児）	対象者数（延べ）	21	22	15	20
	受診者数（延べ）	21	23	14	20
	受診率	100.0%	104.5%	93.3%	100.0%
１歳６か月児健診	対象者数	5	6	7	3
	受診者数	6	8	7	2
	受診率	120.0%	133.3%	100.0%	66.7%
３歳児健診	対象者数	5	7	6	6
	受診者数	7	7	6	6
	受診率	140.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）再健診の受診者も受診者数に計上しているため、受診者が対象者を上回ることがある。

資料：北川村

（４）就労の状況

① 産業別（大分類）就業者

生産年齢人口の減少に伴い、就業者総数も減少しています。また、産業別就業者数の割合をみると、第１次産業、第２次産業は減少傾向で推移している一方、第３次産業は平成27年に増加しています。

■ 産業（大分類）別就業者割合

（単位：人、％）

区分	総数	第１次産業		第２次産業		第３次産業	
		就業者数	割合※	就業者数	割合※	就業者数	割合※
平成 12 年	832	330	39.7%	152	18.3%	350	42.0%
平成 17 年	789	318	40.3%	141	17.9%	330	41.8%
平成 22 年	710	284	40.0%	135	19.0%	291	41.0%
平成 27 年	675	240	35.6%	113	16.7%	322	47.7%

※ 産業別（大分類）就業者総数に占める産業別就業者数の割合

資料：国勢調査（10月１日）から算出

② 女性の年齢階層別労働力率

平成27年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、30歳から34歳にかけて大きく減少しており、顕著ではないものの、結婚・出産・子育て期に減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加する、いわゆるＭ字カーブといわれる状況がみてとれます。

■ 女性の年齢階層別労働力率の推移

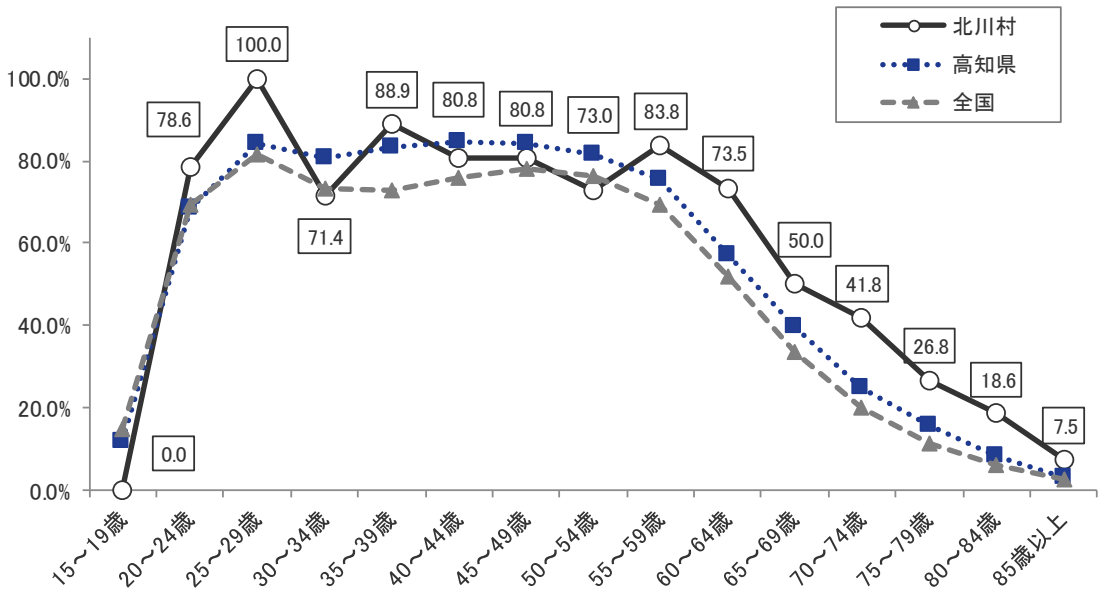

（注）グラフ中のデータは北川村のみ掲載

資料：平成27年国勢調査（10月１日）

（５）教育・保育の環境

① 保育所

本村には、公立の認可保育所が１施設開設されており、利用者数は30人前後で推移しています。

なお、令和元年度における定員に占める利用者の割合は50.0％を下回っており、待機児童数は０人となっています。

■ 保育所利用者数、充足率の推移

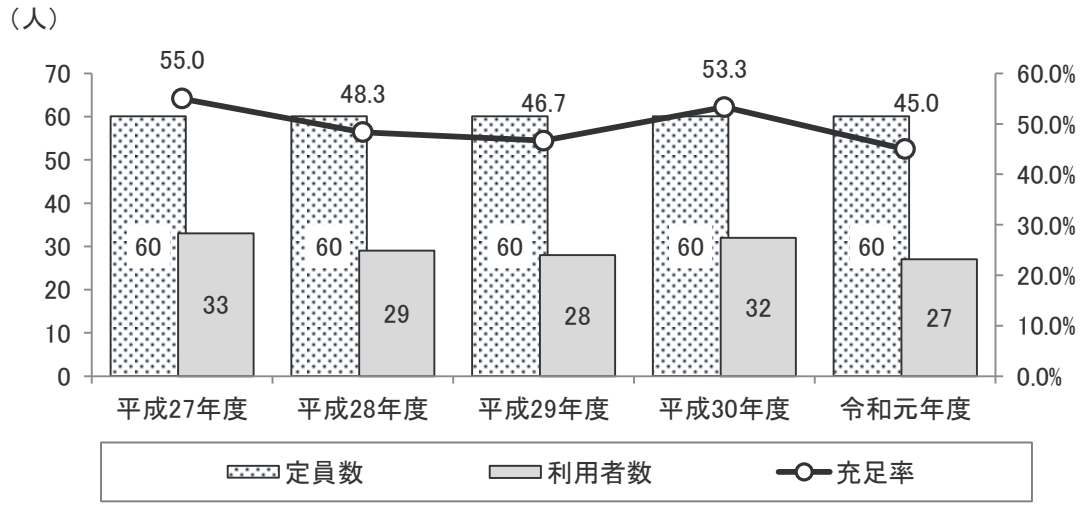

資料：北川村（各年度４月１日）

② 小学校、中学校

村内には小学校１校、中学校１校があります。ここ３年間の小学校児童数は50人前後、中学校生徒数は20人程度で推移しています。

■ 小学校児童数の推移

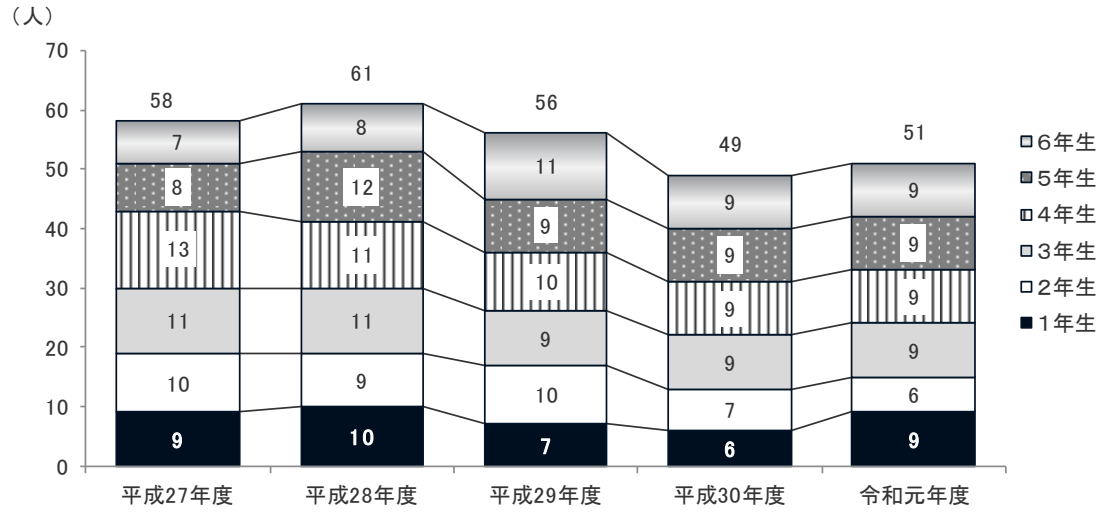

資料：北川村教育委員会（各年度５月１日）

■ **中学校生徒数の推移**

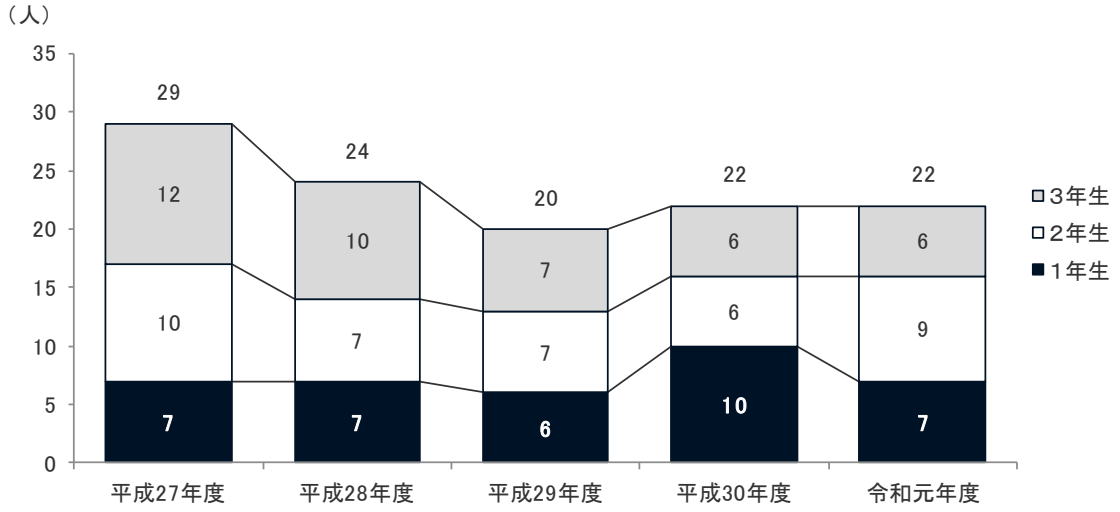

資料：北川村教育委員会（各年度５月１日）

③ 放課後子ども教室

本村では、小学校がある日は毎日と長期休暇期間中に、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や地域住民との交流の機会を提供しています。

登録者数は、30人前後で推移しています。

■ **放課後子ども教室の登録者数の推移**

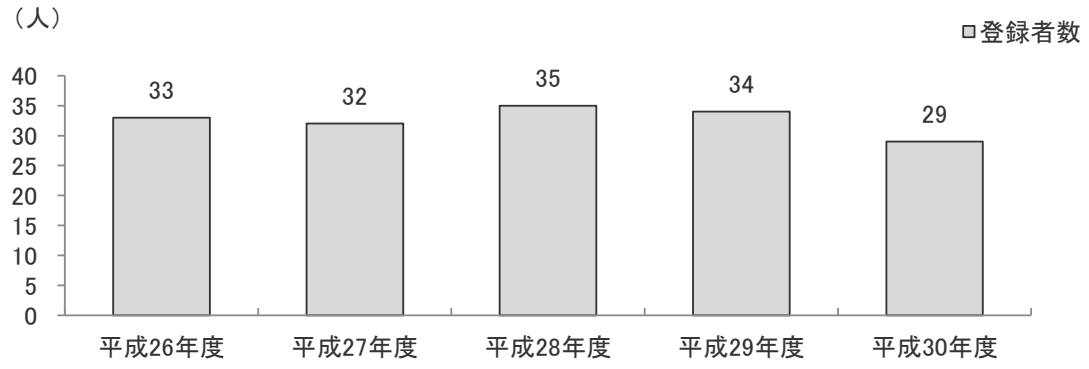

資料：北川村

2　アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ

（1）ニーズ調査の実施概要

本計画を策定するにあたり、確保を図るべき教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本村における子育て環境の変化や、住民が求める取り組み等を把握するため、アンケート形式のニーズ調査を実施しました。

①北川村子ども・子育てに関するアンケート調査（就学前児童用）	
調査地域	北川村全域
調査対象者	村内に在住の就学前の子どものいる世帯の保護者
抽出方法	住民基本台帳による上記対象者を母集団とする系統抽出
配付数	23
有効回収数	19（有効回収率 82.6%）
調査方法	郵送配付・施設配付　―　郵送回収・施設回収
調査期間	令和元年６月７日から６月28日まで
②北川村子ども・子育てに関するアンケート調査（小学校児童用）	
調査地域	北川村全域
調査対象者	村内に在住の小学生のいる世帯の保護者
抽出方法	住民基本台帳による上記対象者を母集団とする系統抽出
調査方法	郵送配付・施設配付　―　郵送回収・施設回収
配付数	34
有効回収数	28（有効回収率 82.4%）
調査期間	令和元年６月７日から６月28日まで

（注）有効回収数とは、回収数のうち、無記入や拒否等の無効票数を除いた数

・回答は各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
・就学前児童用調査については「未就学児」と、小学生用調査については「小学生」と表記しています。

（2）主な調査結果

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

未就学児における、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の順となっています。平成25年度に実施した前回調査（以下「前回調査」という。）と比較すると「緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少し、「いずれもいない」の割合が増加しています。

■ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（未就学児）

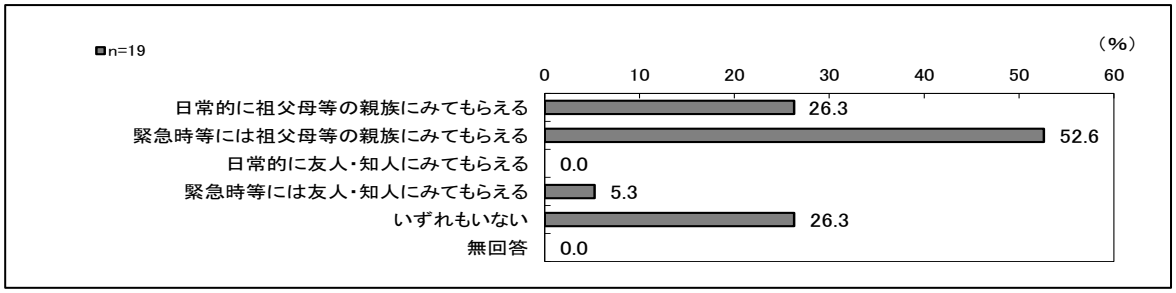

＜前回調査との比較＞

項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	26.3	33.3	▲ 7.0
緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる	52.6	70.6	▲ 18.0
日常的に友人・知人にみてもらえる	0.0	0.0	0.0
緊急時等には友人・知人にみてもらえる	5.3	7.8	▲ 2.6
いずれもいない	26.3	2.0	24.4
無回答	0.0	2.0	▲ 2.0
回答者数（ｎ数）	19	51	

② 保護者の就労状況

“就労中”の母親の割合は、未就学児で７割強、小学生で９割強となっています。

前回調査と比較すると、父親については大きな違いはみられないものの、母親では「就労中/パート・アルバイト等」の割合が増加しています。

■ 母親の就労状況（未就学児）

＜前回調査との比較＞

	母親			父親		
項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
就労中/ﾌﾙﾀｲﾑ	31.6	47.1	▲ 15.5	78.9	84.3	▲ 5.4
就労中/ﾌﾙﾀｲﾑで産休･育休･介護休業中	0.0	3.9	▲ 3.9	0.0	0.0	0.0
就労中/ﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ等	42.1	17.6	24.5	0.0	0.0	0.0
就労中/ﾊﾟｰﾄ･ｱﾙﾊﾞｲﾄで産休･育休･介護休業中	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
以前は働いていたが現在は働いていない	10.5	21.6	▲ 11.0	5.3	2.0	3.3
これまで働いたことはない	0.0	9.8	▲ 9.8	0.0	0.0	0.0
無回答	15.8	0.0	15.8	15.8	13.7	2.1
回答者数（ｎ数）	19	51		19	51	

■ 母親の就労状況（小学生）

＜前回調査との比較＞

項　　目	母親			父親		
	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
就労中/フルタイム	53.6	54.7	▲ 1.1	75.0	78.1	▲ 3.1
就労中/ﾌﾙﾀｲﾑで産休･育休･介護休業中	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就労中/パート・アルバイト等	39.3	26.6	12.7	0.0	3.1	▲ 3.1
就労中/ﾊﾟｰﾄ･ｱﾙﾊﾞｲﾄで産休･育休･介護休業中	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
以前は働いていたが現在は働いていない	0.0	9.4	▲ 9.4	3.6	1.6	2.0
これまで働いたことはない	0.0	3.1	▲ 3.1	0.0	0.0	0.0
無回答	7.1	6.3	0.9	21.4	17.2	4.2
回答者数（ｎ数）	28	64		28	64	

また、現在パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、未就学児、小学生とも「パート・アルバイト等を続けることを希望」が最も多くなっています。

■ パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望（未就学児）

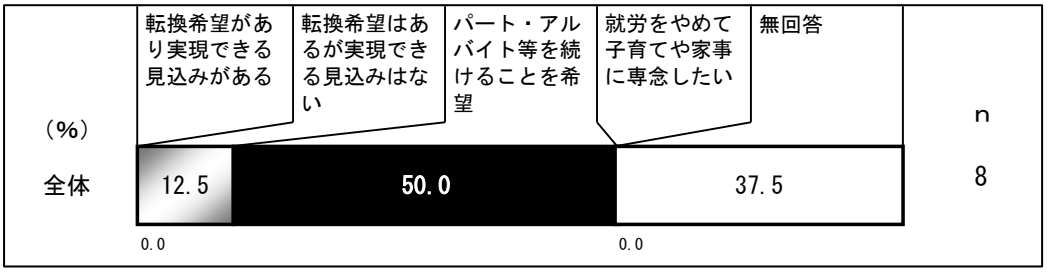

■ パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望（小学生）

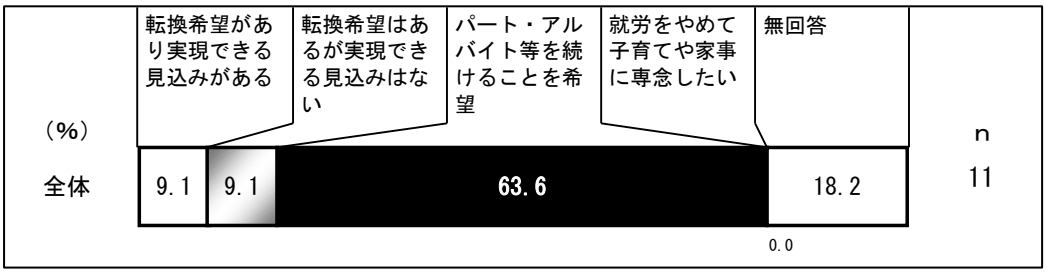

③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望

未就学児における平日の定期的な教育・保育事業を利用している人の具体的な事業については、「みどり保育所」が最も多く、以下「その他の保育施設など」となっており、「利用していない」は約１割となっています。

また、今後利用したい定期的な教育・保育事業では、現在利用している事業と同様、「みどり保育所」が最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「幼稚園」が続いています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児）

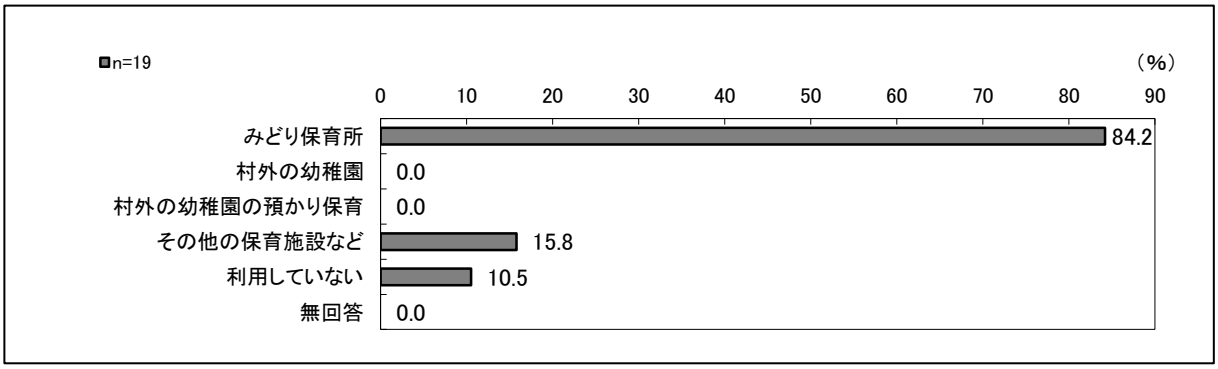

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望（未就学児）

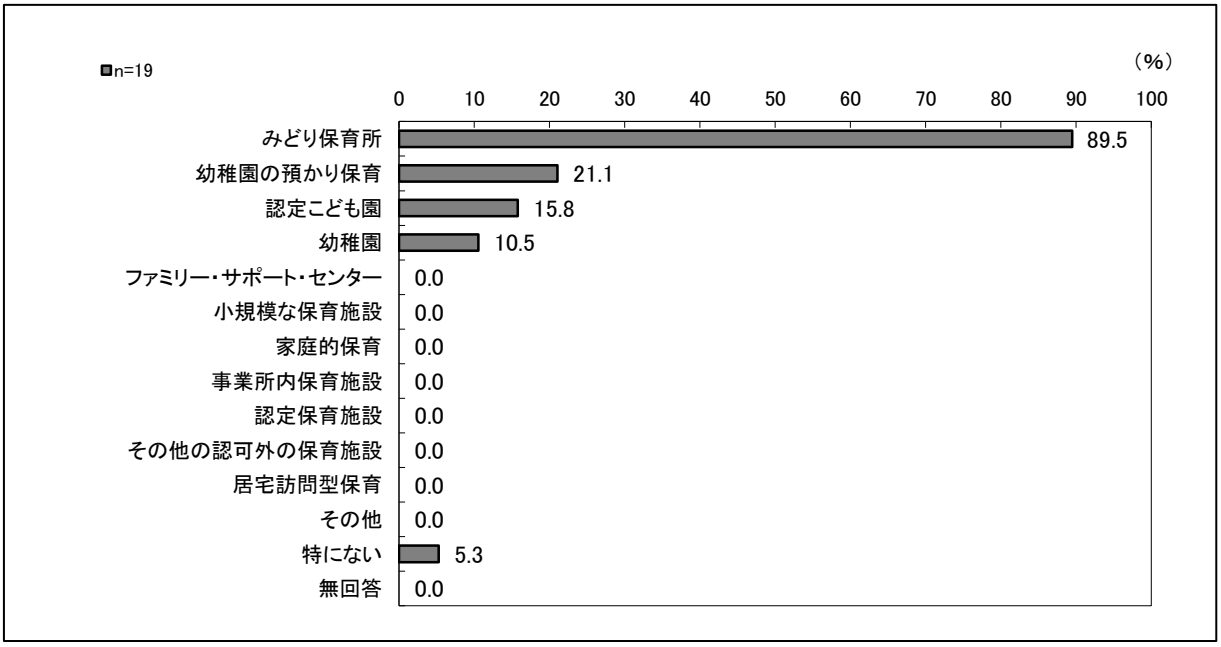

④ 土曜・休日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

土曜日と日曜日・祝日の教育･保育事業の利用希望については、土曜日では「利用する必要はない」が最も多くなっていますが、“利用したい”（「月に１～２回は利用したい」と「ほぼ毎週利用したい」の合計）は５割弱を占めています。

一方、日曜日・祝日では、“利用したい”は約２割にとどまります。

■ 土曜日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望（未就学児）

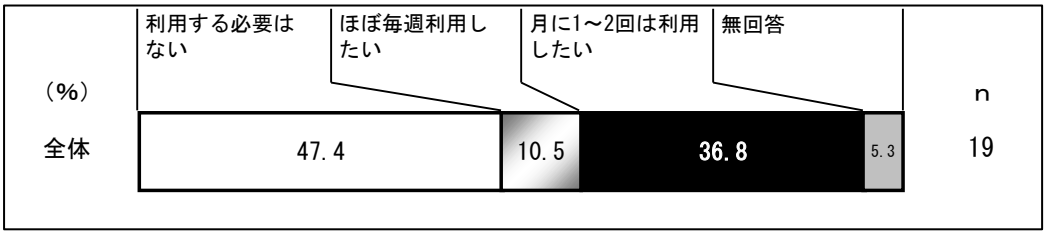

■ 日曜日・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望（未就学児）

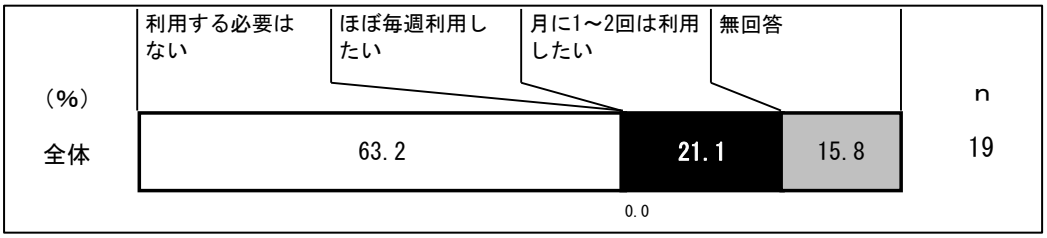

⑤ 地域子ども・子育て支援事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望については、「利用したい」と回答している人が６割弱となっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望（未就学児）

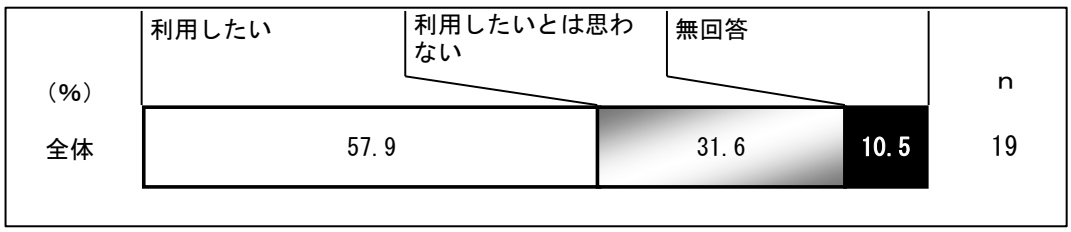

⑥ 病気の際の対応

この１年間の病気やケガで普段利用している教育・保育の事業ができなかった場合の対処方法として、父親又は母親が休んだと回答した人の、病児・病後児のための保育施設等の利用希望については、未就学児、小学生とも「病児・病後児保育施設等を利用したい」が多く、前回調査と比較しても18ポイント前後、その割合が増加しています。

■ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望（未就学児）

＜前回調査との比較＞

項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
病児・病後児保育施設等を利用したい	68.8	50.0	18.8
利用したいとは思わない	31.3	46.2	▲ 14.9
無回答	0.0	3.8	▲ 3.8
回答者数（ｎ数）	16	26	

■ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望（小学生）

＜前回調査との比較＞

項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
病児・病後児保育施設等を利用したい	42.1	25.0	17.1
利用したいとは思わない	36.8	75.0	▲ 38.2
無回答	21.1	0.0	21.1
回答者数（ｎ数）	19	36	

⑦ 不定期の教育・保育事業等の利用

未就学児における私用、親の通院、不定期の就労等での不定期な一時預かり等の事業の利用意向については、「利用したい」が５割弱を占めており、前回調査と比較すると、「利用したい」の割合が約20ポイント増加しています。

■ 私用、通院、不定期就労等での教育・保育事業の利用希望（未就学児）

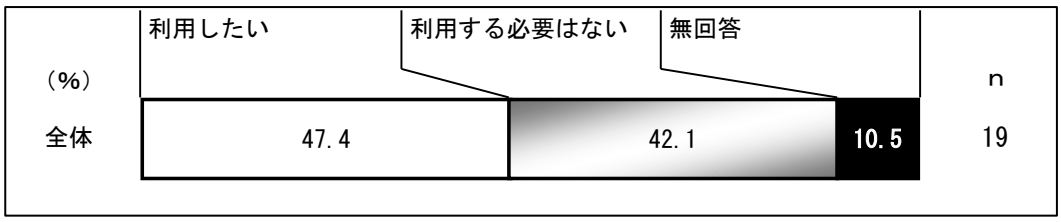

＜前回調査との比較＞

項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
利用したい	47.4	27.5	19.9
利用する必要はない	42.1	66.7	▲ 24.6
無回答	10.5	5.9	4.6
回答者数（ｎ数）	19	51	

⑧ 子どもの放課後の過ごし方の希望

未就学児の小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所については、小学校低学年のうちは「放課後子ども教室」が最も多く、次いで「自宅」「習い事」が続いてます。

小学校高学年になった場合でも同様に、「放課後子ども教室」が最も多く、次いで「自宅」「習い事」となっています。

小学生の放課後の時間を過ごさせたい場所については、「放課後子ども教室」が最も多く、次いで「自宅」「習い事」が続いています。

■ 放課後の時間を過ごさせたい場所（未就学児）

［小学校低学年（１～３年生）のとき］

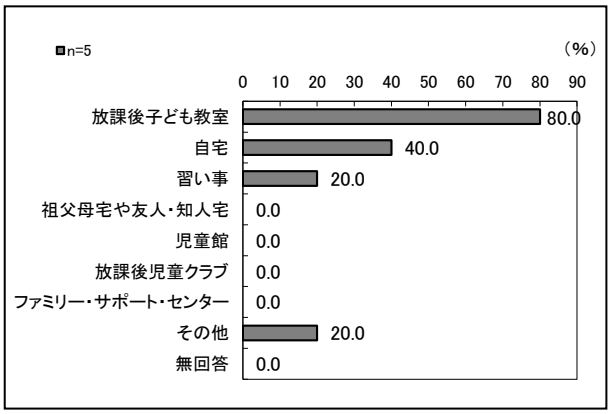

［小学校高学年（４～６年生）のとき］

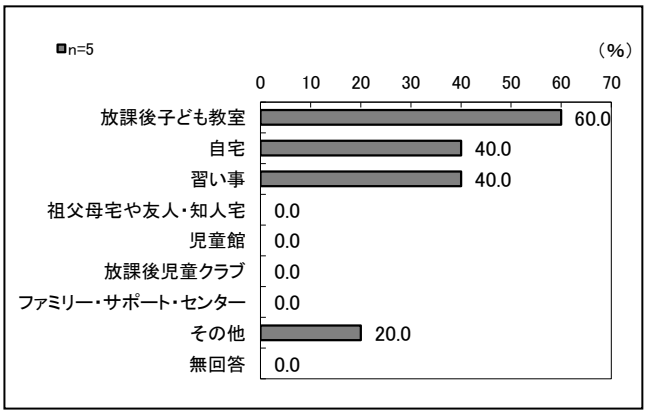

■ 放課後の時間を過ごさせたい場所（小学生）

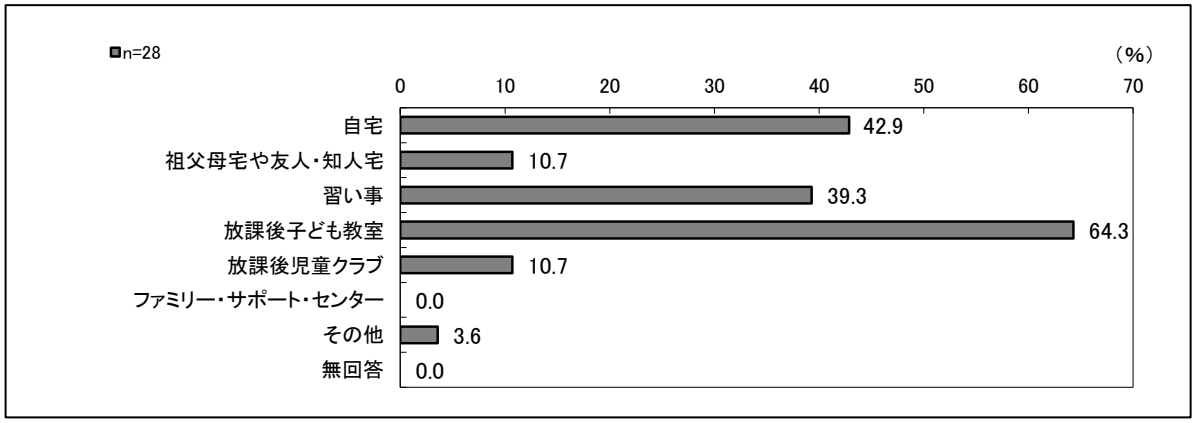

⑨ 仕事と子育ての両立について

子どもと一緒の時間や親の介護、自己実現のための時間などが十分にとれているかどうかについては、下記のグラフで示すのとおりであり、「あまりとれていない」又は「とれていない」と答えた人の合計は、未就学児で約３割、小学生で約２割となっています。

■ 子どもと過ごしたり自分の時間などがとれたりしているか（未就学児）

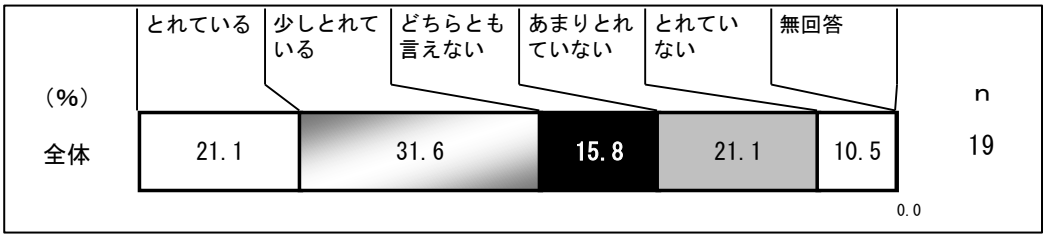

■ 子どもと過ごしたり自分の時間などがとれたりしているか（小学生）

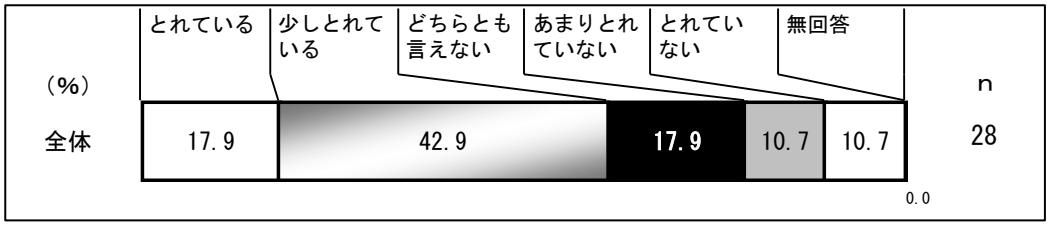

⑩ 子育て支援施策全般について

今後も継続すべき村独自の子育て支援・教育環境等については、未就学児では「保育料の無償化」が最も多く、次いで「中学校までの医療費無償化」となっており、小学生では「中学校までの医療費無償化」が最も多く、次いで「放課後子ども教室」となっています。

■ 今後も継続すべき村独自の子育て支援・教育環境等（未就学児・小学生）

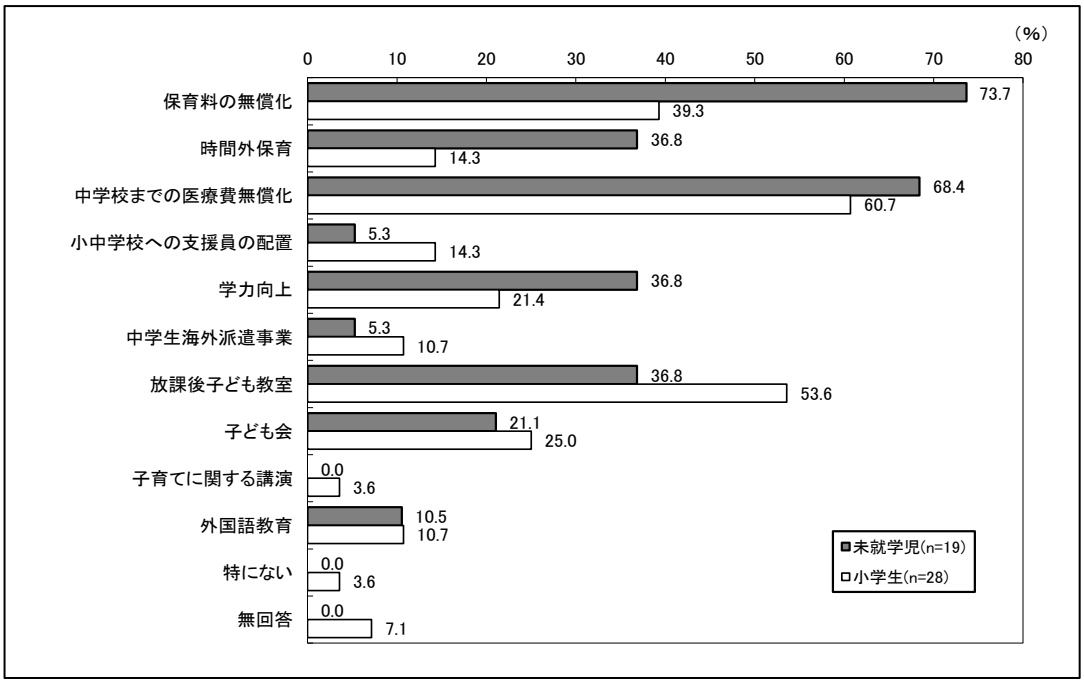

また、村が重点的に取り組むべき子育て支援施策については、未就学児、小学生とも「子育てに伴う経済的支援の充実」が最も多く、次いで「子どもの体験・経験の場づくり」が続いています。

未就学児ではこのほか「保育サービスの充実」「保小中連携による教育環境の充実」についても多くなっています。

■ 村が重点的に取り組むべき子育て支援施策（未就学児・小学生）

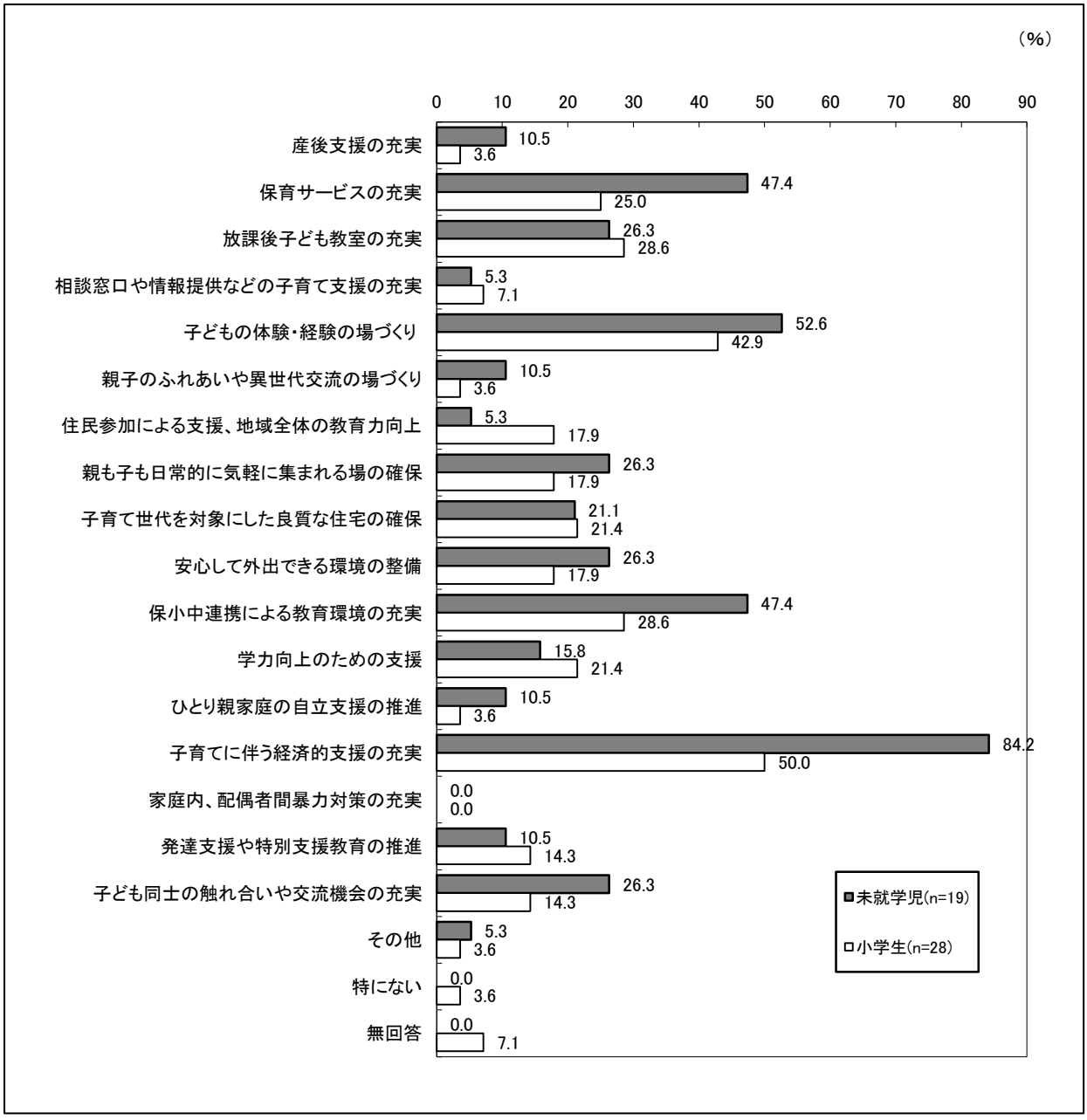

3　北川村の現状及びニーズ調査からみた課題の整理

（1）子育ての孤立感や負担感解消のための支援体制の充実

核家族化という現状はあるものの、多くの保護者は、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に親族にみてもらえる状況にありますが、子どもをみてもらえる親族・知人がいない保護者も、未就学児では２割台半ばほどみられます。

また、仕事と子育ての両立について、子どもと一緒の時間や親の介護、自己実現のための時間などが十分にとれていないという回答もみられることから、こうした家庭の子育てに対する孤立感や負担感が深まらないよう、相談体制や一時的な預かりなどの支援体制を整備していくことが求められます。

（2）母親の就労状況の変化をとらえた子育て支援ニーズへの対応

就労している母親の増加に伴い、働きながら子育てをする世帯のニーズにいかに対応するかがますます重要となります。このため、平日に限らず、土曜日や日曜・祝日、長期休暇期間中の子どもの居場所の拡大を検討していく必要性がうかがえます。

また、病児・病後児のための保育施設などは一定数の利用希望がみられることから、これらを含めた地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、保護者の育児負担の軽減を図っていく必要があります。

（3）子育て世帯への経済的支援や教育環境の充実

本村では以前から保育料や医療費の無料化等を実施していますが、多くの子育て世帯は経済的な負担や不安を抱えており、教育・保育に掛かる料金や医療機関利用時の料金等を含めた経済的負担軽減のための取り組みを引き続き進めていく必要性がうかがえます。

また、未就学児の調査では、今後も継続すべき村独自の子育て支援・教育環境等で「学力向上」が、村が重点的に取り組むべき子育て支援施策で「保小中連携による教育環境の充実」がそれぞれ第３位となっているなど、教育に対し、保護者の関心も高いことが示されています。

学校を取り巻く環境や保護者からの学校に対するニーズは絶えず変化しており、これらに対応していくため、引き続き教育環境の整備に努めていくとともに、家庭を基礎としつつ、地域全体で教育力の向上を図るための体制構築に取り組んでいく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

次代を担う子どもの育成は、持続的なまちづくりの要といえます。

しかし、少子化や核家族化が進み、家庭だけで十分な子育て環境を整えるのは難しく、さらに厳しい社会状況の中にあって、子育てに不安を持つ親が増えています。また、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になるなど、人々の生き方が多様化しています。そこで、働き方や子育て支援などの社会的基盤を整備していく必要があり、特に子育て期に多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければなりません。

一方で、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた、子育てと子どもの育ちを地域や学校、事業者、行政などが一体となって支援する環境づくりが重要となっています。

こうした認識に立ち、村がこれまで取り組んできた子ども・子育て支援事業や子育て環境のさらなる充実を図りつつ、質の高い教育・保育や、地域における子育て支援の安定的な提供等を本計画に位置づけ、すべての子どもの健やかな成長と子育てを地域ぐるみで支援していく必要があります。

このような考え方を踏まえ、これまでの基本理念「ともに支えあい、安心して子育て・子育ちができるむら・きたがわ」を継承し、安心して「子育て」「子育ち」ができる社会の実現を目指します。

ともに支えあい、安心して子育て・
子育ちができるむら・
き　た　が　わ

2　基本的な視点と基本目標

本計画は、子ども・子育て支援新制度に基づく、需給調整を主眼とした事業計画という性格を持っています。

また、基本理念の実現のためには、本計画のみならず、北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略や子育て教育ビジョン等の関連計画と一体となった取り組みが必要です。

本計画の役割は、こうした関連計画を踏まえ、また、計画策定根拠である子ども・子育て支援法や基本指針から、「子どもの健やかな育ちと子育てを支える」ための特に幼児期を中心とした「総合的な子育て支援の質・量両面にわたる充実」を実現させるためのものと位置づけ、次の基本的な視点に立ち、基本目標の達成に向けた取り組みを推進していきます。

（1）基本的な視点

子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、どんな家庭環境や障がいにも左右されず、生命と人権を尊重され、健やかに育つことのできる村を目指します。

親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる村を目指します。

地域全体での支えあい

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子育て支援及び子どもの育ちの重要性に対する関心を高め、みんなで子どもの成長を見守り、応援していく村を目指します。

（2）基本目標

基本目標１　子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

～ 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 ～

幼児期の子どもの健やかな育ちを支えるため、小学校就学前における保育等を十分に提供できる環境整備を進めるとともに、乳幼児の福祉・教育に携わる人材の育成を支援し、質の高い幼児期の保育等の総合的な提供を目指します。

また、保育所及び小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、児童が保育所等から小学校生活にスムーズにつながることができるよう、現在の取り組みを充実させていきます。

基本目標２　多様な子育て支援ニーズに対応した支援の充実

～ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 ～

保護者が自己肯定感を持ちながら子育てをし、保護者同士や地域社会とのつながりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子育て家庭の形態が多様化している現状や子育て支援に係る利用者の多様なニーズを踏まえた支援を行います。

基本目標３　すべての子どもと子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりの推進

～ 関連施策の展開 ～

誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠から出産・乳幼児期の育児といった子育てに関わるライフステージの各場面において切れ目のない子育て支援を行うとともに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭、障がいがある子どもを養育している家庭、共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、児童虐待などあらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要であることから、社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援を図り、子どもの健全な育成が保障されるよう努めるとともに、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた働きかけに取り組むなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる環境の充実を促進します。

さらに、次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育んでいくために、教育環境の充実に取り組みます。

3　子ども・子育て支援新制度における事業の体系

「子ども・子育て関連３法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年４月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、「子どもの最善の利益」を第一に、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、新制度において村は、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を適切に提供していくことが求められています。

本計画で目標量を定める事業は、大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」にわけられます。

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となり、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」にわかれます。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

■ 子ども・子育て支援の「給付」と事業の全体像

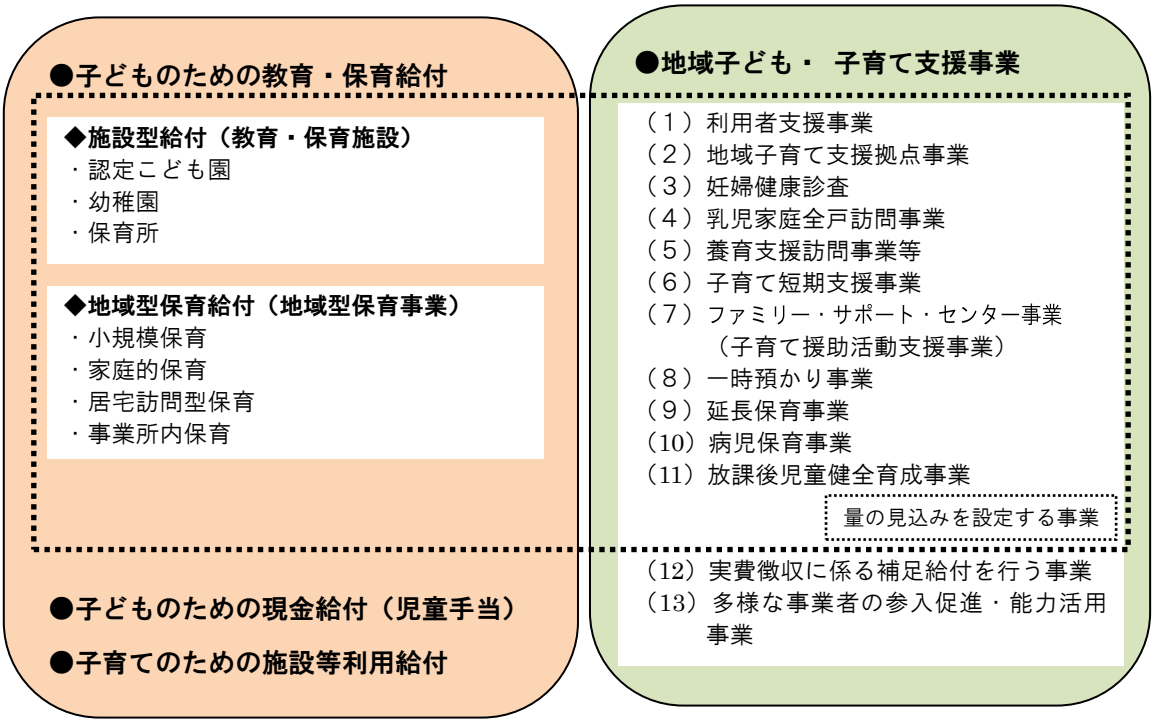

4　教育・保育提供区域の設定

（1）教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第２項の規定により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、設定した区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を示すこととされています。

※**「量の見込み」**…現在の利用状況及びニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。

※**「確 保 方 策」**…量の見込みに対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指した、各年度における提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

（2）本村における教育・保育提供区域

本村では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、効率的な資源の活用を可能とし、村内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を、１圏域（全村）と設定し、ニーズに応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備を推進していきます。

5　量の見込み及び確保方策の設定方法

（1）量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、児童数の将来推計とニーズ調査の結果を用い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであり、村の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用実績等を勘案し、「量の見込み」を定めました。

（2）確保方策の設定

今後の施設整備状況等を考慮した上で、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策（確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な提供体制の整備に努めます。

第４章　事業計画

１　幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

（１）教育・保育に関する施設・事業について

教育・保育に関する施設・事業は、小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

■ 教育・保育施設

種別	概要	対象年齢
認定こども園	保護者の就労に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設	０～５歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	３～５歳
保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	０～５歳

（注）教育・保育施設のうち、村が施設型給付の対象として確認したものを「特定教育・保育施設」といいます。

■ 地域型保育事業

種別	概要	対象年齢	利用定員
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数で保育を行う事業	０～２歳	５人以下
小規模保育事業	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業		６～19 人
居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で、１対１で保育する事業		―
事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業		―

（注）地域型保育事業のうち、村が地域型保育給付の対象として確認したものを「特定地域型保育事業」といいます。

（２）保育の必要性・必要量の認定（教育・保育給付認定）について

教育・保育施設や地域型保育事業の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があり、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、教育・保育給付認定を行います。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情等に応じて、１号認定から３号認定まで３つの区分があり、２号認定及び３号認定は、保護者の就労時間等により、保育施設等の利用時間について「保育標準時間（最長11時間までの利用）」と「保育短時間（最長８時間までの利用）」の２種類に区分されます。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

■ 認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	利用時間
１号認定 （1号認定子ども）	３～５歳	なし	・教育・保育施設 （認定こども園及び幼稚園）	①教育標準時間
２号認定 （2号認定子ども）	３～５歳	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所）	②保育標準時間 ③保育短時間
３号認定 （3号認定子ども）	０～２歳	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所） ・地域型保育事業	②保育標準時間 ③保育短時間

（３）幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

本村では、児童人口の減少とともに、量の見込みも減少傾向にあります。

令和２年度時点で、みどり保育所において計60人（０歳児：６人、１・２歳児：24人、３～５歳児：30人）の提供体制があり、国が示した方法に従って算出した各年度の量の見込みに対応することが可能です。

また、本計画中は見込まれていませんが、今後ニーズの変化があった場合は、体制を整えた上で、柔軟に子どもを受け入れることに努めます。

■ 各認定区分別　教育・保育の量の見込みと確保方策

（単位：人）

１号認定（３～５歳児）	令　和 元年度 （実績）	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	―	―	―	―	―	―
確認を受けない幼稚園	―	―	―	―	―	―
差　（②－①）	0	0	0	0	0	0

（単位：人）

２号認定（３～５歳児）	令　和 元年度 （実績）	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	17	16	17	15	13	6
２号認定（教育）	0	0	0	0	0	0
２号認定（保育）	17	16	17	15	13	6
②確保の内容	30	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30	30
その他の事業	―	―	―	―	―	―
差　（②－①）	13	14	13	15	17	24

（単位：人）

３号認定（０～２歳児）	令　和 元年度 （実績）	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
①量の見込み	10	8	6	5	3	3
０歳児	1	0	0	0	0	0
１・２歳児	9	8	6	5	3	3
②確保の内容	30	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30	30
特定地域型保育事業	―	―	―	―	―	―
差　（②－①）	20	22	24	25	27	27

■ ３号認定の保育利用率

（単位：人、％）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
推計児童数	０歳児	4	2	2	2	2
	１・２歳児	8	6	5	3	3
保育利用率	０歳児	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	１・２歳児	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（4）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

① 保育所から認定こども園への移行に必要な支援とその普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況等にかかわらず利用できる施設であることから、子ども・子育て支援新制度のもとでも、その普及促進が目的の一つとして位置づけられています。

本村には、幼児期の教育的ニーズに対応する施設がないことから、引き続きみどり保育所の充実を図り、ニーズ等があれば、今後認定こども園への移行を検討していきます。

② 保育士等の資質向上のための支援

幼児期の質の高い保育の提供を確保するため、保育士研修等への積極的な参加を推進し、保育現場の技能向上に努めます。

③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る考え方と推進方策

本計画の基本理念である「ともに支えあい、安心して子育て・子育ちができるむら・きたがわ」の実現を目指し、人格形成の基礎が培われる重要な時期に必要な子育て支援を行うため、家庭や保育所、地域が連携を密にし、地域の実情にあった効果的な事業を提供することとします。

また、保護者の子育て力向上を図るため、親育ち教室や親子ふれあいイベントなどの家庭教育支援事業を推進します。

④ 教育・保育施設及び地域型保育事業者、小中学校との連携と推進方策

個々の発達段階にあわせ、保育所・小中学校・関係機関の切れ目のない支援が得られるよう、連携を図ります。

また、保小中の一貫した取り組みを通じて、健康づくりや生活習慣の確立、基礎学力の定着など、必要な時期に必要な育ちが体得できる細やかな対応を図ります。特に支援の必要な子どもへの対応は、専門機関の協力を得ながら進めていきます。

（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、以前からある「子どものための教育・保育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、高知県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けて取り組みます。

■ 子育てのための施設等利用給付制度について

【子育てのための施設等の利用に係る支援の概要】

○３歳から５歳までの子どもと０歳から２歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に、保護者の申請により村が認定して、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み

【対象施設・事業】

○子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園

○特別支援学校の幼稚部

○一時預かり（幼稚園型）

○認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

2　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（1）利用者支援事業

利用者支援事業とは、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

① 現在の村の取り組み

住民課・教育委員会・中芸広域連合等で随時子育てに関する相談に応じ必要な情報提供を行っています。健診や交流の場等において相談に応じ、また、情報提供を行いながら、内容によっては専門機関等と役割分担しながら必要な支援を行っています。

② 量の見込みと確保方策

「母子保健型」

令和２年度から母子保健コーディネーター（保健師）を配置できる体制を取り、子育て世代包括支援センターを設置します。子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々なニーズに対して、切れ目のない支援を提供します。

また、中芸広域連合や産科医療機関等の関係機関及び公認心理師等関係者と連携しながら、情報提供、相談等の必要な支援を行います。

（単位：箇所）

利用者支援事業		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
差　（②－①）		0	0	0	0	0

（注）基本型・特定型：職員配置－専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置

母子保健型：職員配置－母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を１名以上配置

（2）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を実施するものです。

基本的な事業として、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等があります。

① 現在の村の取り組み

本村では、地域子育て支援拠点事業としては実施していませんが、みどり保育所において、未入園児の親子を対象に子育て広場を開設し、子育ての心配ごとや悩みごとに、園長、保育士、主任児童委員、保健師が相談に応じています。開催は月１回程度、午前10時から12時までとなっています。また、入園児に対しては保育士の職員が相談に応じています。

保健福祉センターでも毎週木曜日の午前９時から午後４時まで親子ふれあい広場を開催し、食事づくりや会食で交流を深めてもらい、子育ての相談にも応じています。

ゆずの花でも、火曜日・祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで解放し、子育て世代や高齢者、年齢を問わず交流を深めています。

中芸広域連合では、地域子育て支援拠点事業として「遊分舎」を設置し、子育て支援の教室を実施し、交流の場の提供・交流促進・子育てに関する相談を受けています。

② 量の見込みと確保方策

引き続き保育所・保健福祉センター・ゆずの花・公認心理師の配置等において、相談や交流ができる場所と機会を設けるとともに、継続して関係機関へつなげる支援体制を整えていきます。

（単位：人回（月間延べ利用回数）、箇所）

地域子育て支援拠点事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	45	30	26	19	19
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差　（②－①）	△ 45	△ 30	△ 26	△ 19	△ 19

（3）妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことが規定されていることを根拠に実施している事業です。

① 現在の村の取り組み

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

適切な妊婦健診を受診することができるよう、妊婦届に基づき、妊婦に対して母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14枚）を交付し、高知県内の妊婦健診委託医療機関において、契約している検査項目を無料で受けることができます。里帰り妊婦については償還払いで対応しています。

② 量の見込みと確保方策

引き続き現在の実施体制を維持し、事業を継続して行います。

（単位：人回（年間延べ受診回数））

妊婦健康診査		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		56	28	28	28	28
②確保の内容	実施場所	高知県内の妊婦健診委託医療機関				
	検査項目	診察・問診・血液検査等				
	実施時期	妊娠前期から妊娠後期				

（4）乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師等が訪問指導を行う事業です。

① 現在の村の取り組み

すべての妊婦に対して、保健師等が面接を行い、出産に向けての準備や育児の心構えができるよう具体的な支援を行っています。

新生児・乳幼児のいる家庭に対しては、保健師・相談支援事業所が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行っています。

また、保健師と主任児童委員が訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

② 量の見込みと確保方策

引き続き現在の実施体制を維持し、事業を継続していくとともに、公認心理師による相談体制の整備も図っていきます。

（単位：人）

乳児家庭全戸訪問事業		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		4	2	2	2	2
②確保の内容	実施体制	保健師、主任児童委員、相談支援事業所				
	実施機関	北川村				

（５）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

① 現在の村の取り組み

養育支援が特に必要な家庭に対して保健師等が訪問を行い、保護者の育児援助や相談支援を行い、問題解決や保護者の負担軽減に努めています。

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、虐待防止ネットワークにより、要保護児童について具体的な情報交換し、支援対策を関係機関で検討しています。

② 量の見込みと確保方策

量は見込まれていませんが、引き続き現在の実施体制を維持し、事業を継続して行います。

（単位：人）

養育支援訪問事業		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		―	―	―	―	―
②確保の内容	実施体制	保健師等				
	実施機関	北川村				

（6）子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業、夜間養護等事業：トワイライトステイ事業）。

① 現在の村の取り組み

本村では実施していません。

② 量の見込みと確保方策

ニーズ調査でも利用ニーズはみられませんでしたが、今後ニーズがある場合には随時、実施について検討していきます。

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

ショートステイ事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差　（②－①）	0	0	0	0	0

（7）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業は、対象者で区分すると、小学校就学前の乳幼児に対するもの、病児・病後児に対するもの、就学児に対するものの３つに区分されます。

本項では、就学児に対する事業を中心に記載し、乳幼児に対するものは（８）一時預かり事業に、病児・病後児に対するもの（病児・緊急対策強化事業）は（10）病児・病後児保育事業にそれぞれまとめています。

① 現在の村の取り組み

本村では実施していません。

② 量の見込みと確保方策

就学前児童に対するニーズ調査では、小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所としての利用ニーズはみられなかったことから、量の見込みは０人日となっています。

一方で小学生に対するニーズ調査では、ファミリー・サポート・センター又はそれに類するサービスを提供する機関があれば「利用したい」という回答が５割を超えているなど、利用ニーズが高まってきていることがうかがえます。

事業の実施には依頼会員の把握や提供会員の確保など、地域住民の協力によりサポート体制を整備していく必要があるため、保護者や地域の方々の協力を得ながら、実施体制の整備方策について検討していく必要があります。

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差　（②－①）	0	0	0	0	0

（8）一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 現在の村の取り組み

本村では実施していません。

② 量の見込みと確保方策

幼稚園型を除く一時預かり事業については、利用ニーズがあります。事業の実施には、場所と資格を持ったスタッフの配置が必要となることから、他事業と複合的に実施していくことも含めて検討していきます。

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

一時預かり事業等	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	428	382	336	275	168
一時預かり（幼稚園型）	0	0	0	0	0
一時預かり（幼稚園型を除く）	428	382	336	275	168
②確保の内容	0	0	0	0	0
一時預かり（幼稚園型）	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
一時預かり（幼稚園型を除く）	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ※	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差　（②－①）	△ 428	△ 382	△ 336	△ 275	△ 168

※ 小学校就学前の乳幼児対象

（9）延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

① 現在の村の取り組み

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は８時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。

現在のみどり保育所の保育時間は、標準時間を７時30分から18時30分の11時間とし、土曜日は７時30分から12時00までの４時間30分としています。

② 量の見込みと確保方策

ニーズ調査でも利用ニーズはみられませんでしたが、今後ニーズがある場合には随時、実施について検討していきます。

（単位：人、箇所）

延長保育事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差　（②－①）	0	0	0	0	0

（10）病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業［病児・緊急対応型強化事業］

病児保育事業（病児・病後児保育事業）は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気の子ども及び病気からの回復期にある子どもの保育を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業［病児・緊急対応型強化事業］は、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う子どもの預かり、緊急時の子どもの預かり等、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（協力会員）とで会員を組織して、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行うことを支援する事業です。

① 現在の村の取り組み

本村では実施していません。

② 量の見込みと確保方策

ひとり親家庭やフルタイムで働いている家庭のニーズは高いものの、場所と専門性を持ったスタッフの配置が必要となることなどにより、村単独での実施は難しく、医療機関との連携や広域的な方法を模索していきます。

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

病児保育事業等	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	203	181	159	130	80
②確保の内容	0	0	0	0	0
病児・病後児保育	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター※	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差　（②－①）	△ 203	△ 181	△ 159	△ 130	△ 80

※病児・緊急対応型強化事業

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事などで日中保護者が家庭にいない、おおむね小学校の児童を対象に、授業の終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です（放課後児童クラブ）。

① 現在の村の取り組み

本村では、「放課後児童クラブ」は実施しておらず、地域の実情にあわせ、就労等により昼間保護者が家庭にいるいないにかかわらず、利用することのできる「放課後子ども教室」を実施しています。現在は小学生約30人の登録があり、15：00から18：00まで（長期休暇は8：00～18：00）15～20名前後の見守りを行っています。

② 量の見込みと確保方策

本村においては「放課後子ども教室」の利用が定着しており、今後も放課後の安心・安全な居場所づくりを図るため、北川小中学校特別校舎等を利用し、「放課後子ども教室」を実施していきます。

（単位：人、箇所）

放課後児童健全育成事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
１年生	0	0	0	0	0
２年生	0	0	0	0	0
３年生	0	0	0	0	0
４年生	0	0	0	0	0
５年生	0	0	0	0	0
６年生	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差　（②－①）	0	0	0	0	0

3　関連施策の展開

（1）母子の健康の確保及び妊娠・出産支援の強化

母子の健康の確保や母親の不安を軽減するため、妊娠・出産期における支援の強化を推進します。

なお、健診等（乳児・１歳６か月児・３歳児健診）の母子保健事業は中芸広域連合で実施しており、健診受診時や訪問・来所にて保健師・栄養士等が相談に応じています。学校・保育所・子育て支援事業等の情報提供や利用についての調整を行い、内容によっては、専門機関等と役割分担をしながら、支援を行っています。

主な事業

事業名	事業の概要
母子手帳の交付（相談）	妊娠の届出があったすべての妊婦に対し、母子手帳を交付します。
乳児健診	生後４か月～１歳児までのお子さん（４、７、10、12 か月児）を対象に、医師による健診のほか、発達相談、歯科指導、栄養士による離乳食のすすめ方等の指導、プレイアドバイザーによる遊びの教室を実施します。
１歳６か月児健康診査	１歳６か月～２歳未満のお子さんを対象に医師による運動機能や発達の状態等を確認する健診を行います。また、栄養士や歯科指導のほか専門スタッフによる相談支援を実施します。
３歳児健康診査	３歳～４歳未満児のお子さんを対象に、医師による運動機能、視聴覚検査、精神発達の状況等を確認する健診を行います。また、栄養指導や専門スタッフによる相談支援も実施します。
母子相談事業	母子の心身の不安を解消するため、電話・来所・訪問等で随時健康相談を実施します。
離乳食教室（赤ちゃん食堂） 幼児食教室 （ちびっ子レストラン）	乳児から未入園の子どもを対象に、発育にあわせた離乳食や幼児食の勉強会や試食を行い、栄養や食習慣を学ぶ機会としています。

事業名	事業の概要
予防接種事業	ウイルスや細菌などの病原体に対して免疫をつけ、感染症から命を守るため、計画的に予防接種を行っています。 生後２か月のときに 90 か月までに接種が必要な予診票を交付しており、訪問や乳幼児健診ごとに個別に接種勧奨を行います。 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（四種混合）、 ジフテリア・破傷風（二種混合）、 麻しん・風しん混合（ＭＲ）、 日本脳炎、ＢＣＧ、ヒブ（インフルエンザ菌ｂ型）、 小児肺炎球菌、みずぼうそう、Ｂ型肝炎 ロタウイルス（令和２年 10 月～）
乳幼児医療助成事業	就学前児童の医療費負担保険診療の自己負担分を助成します。
休日当番・救急医療確保	救急医療に対する需要にあわせ、休日夜間の初期救急医療体制の充実強化を図ります。

（2）地域で支える子育て支援の充実

子育ては家庭だけでなく、地域が一体となって支えることが重要であることから、相談体制や交流機会など、地域で支える子育て支援を充実します。

主な事業

事業名	事業の概要
子ども会活動	青少年の健全育成を図るため、スポーツや体験活動を実施する子ども会活動を支援します。 現在は、登録している小学生を対象に、卓球・バレーボール活動を中心に活動中です。
親子ふれあい広場	保護者同士の交流・情報交換等の場を開放します。 また、地域の方々や障がい者グループとの交流の場としても活用します。
家庭教育支援基盤形成事業（親育ち支援）	保護者等への学習機会の提供や相談対応など家庭教育支援を行います。 現在は、年間１～２回の保護者向け講演会や親子の体験活動を開催中です。
民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実、支援活動等を行います。また、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、福祉活動を行います。
学校等を核とした地域づくり（地域学校協働本部事業）	子どもの成長を軸として、地域が学校や子どもたちを応援・支援するという一方向の関係だけでなく、地域と保育所・学校が連携・協働し、地域を担う人材育成や住民同士のつながりを深めることなどを行っていきます。
ゆずの花	子育て世代や地域の方々、年齢を問わず交流できます。 ９～17 時まで土日も利用可能です（休館日：火曜日、祝日、年末年始）。
遊分舎	子育て支援の教室や親子の交流の場の提供・交流促進・子育てに関する相談を受けています。
子育て包括支援センターにおける切れ目のない支援の実施	妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て包括支援センターをワンストップ拠点とし、保健師等専門職員を母子保健コーディネーターとして配置して妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産、育児に関する各種の相談に応じるなど、包括的な支援を行います。

（3）社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、高知県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

主な事業

事業名	事業の概要
ひとり親家庭医療費助成事業	母子・父子家庭などのひとり親家庭等に保険診療及び入院時食事療養費の自己負担額を助成します。
要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者（生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度困窮していると認められる者）に対し、学用品や学校給食費等を支給します。
就学前児童援助費支給事業	経済的に困窮していると認められる就学前児童の保護者（生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度困窮していると認められる者）に対し、入所用品費等を支給します。みどり保育所に通う方で、北川村に住所を有し、現住している方が対象です。
障害児長期休暇支援事業	特別支援学校等に通う障がい児の長期休暇内における日中活動の場を提供することにより、障がい児の健全育成を図るとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。
日中一時支援事業	障がい児（者）の日中における活動の場を確保し、障がい児（者）等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。
児童発達支援センター	年齢に応じた発達がみられない場合に、専門職による感覚統合を用いた支援を行います。
公認心理師の配置	子ども一人ひとりの個性や特性の把握や保護者の相談等を受ける機会を提供することにより、子どもの健やかな成長と保護者の負担・不安感の軽減を図っていきます。

（4）子育て世代の負担の軽減

子育て世代が安心して子育てできるよう、家庭の負担軽減のため、各種支援を行います。

主な事業

事業名	事業の概要
未熟児療育医療助成事業	指定療育機関が請求することができる診療報酬のうち、本人及びその扶養義務者が負担することができないと認められる額を助成します。ただし、本人が医療保険の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先され、養育医療の給付は自己負担分が対象となります。
保育料無償	みどり保育所に通う方で、北川村に住所を有し、現住している方は申し出により全額無償です。
子どもの医療費無料化	18 歳までの医療費負担保険診療の自己負担分を助成します。
高等学校等生徒通学費助成	北川村に住所を有し、現住している高校生及び保護者に対し、高等学校等に通学するための公共交通機関の定期代を 3 年間助成します。助成する金額は、安芸郡市の高等学校等は全額、それ以外の高等学校等は安芸郡市の高等学校等への定期代を上限とします。
予防接種費用助成（法定外）	予防接種（インフルエンザ、おたふくかぜ、ロタウイルス）に掛かる費用を助成します。 インフルエンザ：上限　1 回 3,500 円、2 回 6,000 円 おたふくかぜ：上限　5,400 円 ロタウイルス：上限　14,000 円×３回（令和2年9月まで）
奨学資金貸付事業	高校生は月額２万円、大学生は月額５万円を無利子で貸与します。
修学旅行費用一部補助	北川村の小中学校の修学旅行の旅費を一部助成します（小学校：上限２万円として半額補助、中学校：上限４万円として半額補助）。

（５）働きながら子育てしやすい環境の充実

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた、働き方の見直しを図るために、高知県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

主な事業

事業名	事業の概要
男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の考え方を周知するために、意識啓発に努めます。
子育て支援企業の普及啓発	仕事と子育ての両立を推進する企業・事業所の普及、支援を図ります。また、子育てを支援する就労環境づくりを促進するために、育児休業制度の周知・普及、ノー残業デーの普及を図ります。
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に保育所を利用できるように取り組んでいきます。
放課後子ども教室	児童を対象に放課後や夏休み等の長期休暇に利用できます。児童の居場所として、また、体験・経験の場として充実させていきます。

（6）教育環境の充実

児童生徒が学校生活を円滑に行えるよう、関係機関と連携を図り、教育環境の充実に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要
スクールガードリーダー事業	子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、通学路や学校において子どもの安全を確保するため、スクールガードリーダーによる登下校児の見守りを実施します（年間 100 日）。
スクールソーシャルワーカー事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、必要な支援を行います（おおむね週１回）。
スクールカウンセラー事業	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童、保護者及び教員に対するカウンセリング及び助言・援助を行います（おおむね週１回）。
公認心理師の配置	子ども一人ひとりの個性や特性の把握や保護者の相談等を受ける機会を提供することにより、子どもの健やかな成長と保護者の負担・不安感の軽減を図っていきます。
学力ステップアップ教室	児童の学力向上を目的に小学生を対象に国語・算数の加力指導等を中心に実施しています。
英検・漢検受験料助成	英検・漢検取得のため、受験料を全額負担します。
中学生海外派遣事業	海外でのホームステイプログラムです。希望者全員分の旅費を村が負担します。パスポート取得費用等は個人負担となります。
放課後英会話教室	国際交流員による英会話教室を無料で実施しています。
ICT 教育環境の整備	子どもに興味関心を抱かせ、わかりやすい授業を実施するため、タブレット端末や電子教科書等の ICT 環境を整備します。

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）庁内における推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取り組みを積極的に進めます。

（２）関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う関係機関相互の密接な連携が必要です。

村がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

2　計画の進捗状況の管理

本計画の推進にあたっては、取り組みの進捗状況を子ども・子育て支援会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、取組内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画中間年を目安として本計画の見直しを行います。

なお、本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、村が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

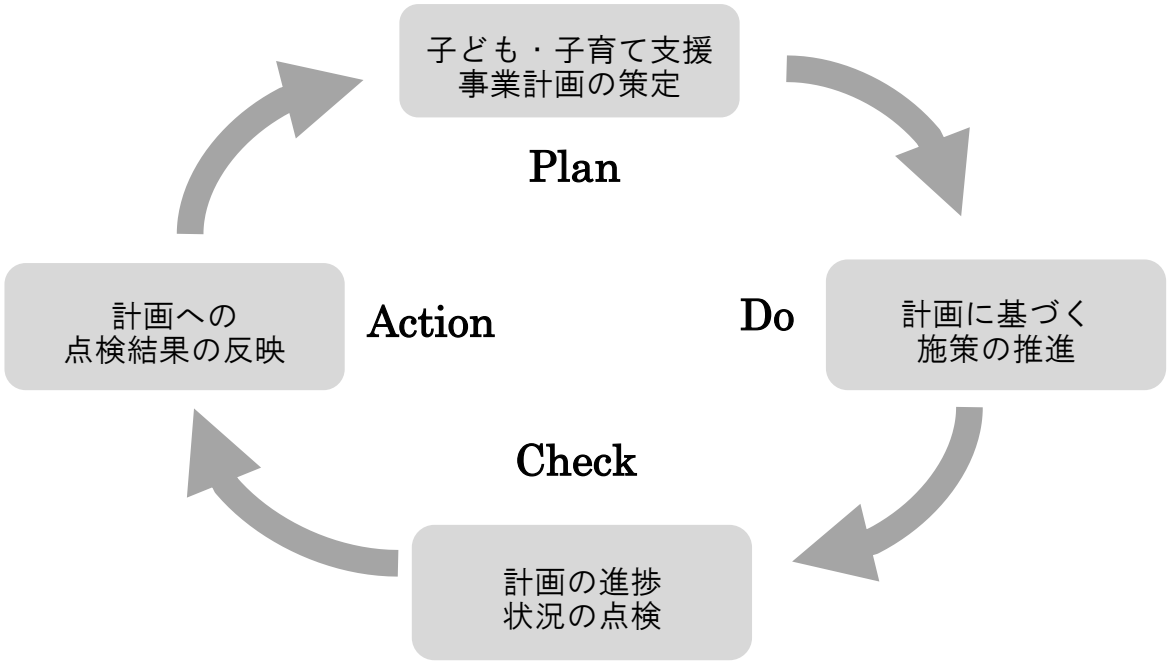

資　料　編

（1）北川村子ども・子育て支援会議条例

（平成 25 年 12 月 18 日条例第 14 号）

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、北川村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

⑴　法第 77 条第１項各号に掲げる事務を処理すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、北川村の子ども・子育て支援施策に関し村長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

⑴　子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

⑵　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

⑶　子どもの保護者

⑷　その他村長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（委員長）

第５条　子ども・子育て会議に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、

意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会において処理する。

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

２　この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、村長が招集する。

（２）策定経過

時　期	策　定　経　過
令和元年 ６月	子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査実施
令和元年 11月25日	第１回北川村子ども・子育て会議 （１）委員長等選出 （２）委員長挨拶 （３）子ども子育て支援事業計画及び制度の概要について （４）子ども子育て支援事業に係るアンケート結果について （５）各事業の現状と量の見込みについて
令和２年 １月21日	第２回北川村子ども・子育て会議 （１）第２期北川村子ども・子育て支援事業計画【素案】について （２）その他
令和２年 ３月６日 ～３月15日	事業計画（案）のパブリックコメント実施
令和２年 ３月31日	第２期北川村子ども・子育て支援事業計画策定

第２期北川村子ども・子育て支援事業計画

【編集・発行】

北川村役場　〒781-6441　高知県安芸郡北川村大字野友甲 1530

住民課　　電話：0887-32-1214／FAX：0887-32-1234

教育委員会　電話：0887-32-1223／FAX：0887-32-1132